



佐賀県公報

平成19年
2月23日
(金曜日)
第 12870号

器に係る定期検査を、
社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、
次のとおり実施する。

平成十九年二月二十三日

佐賀県知事
古川康

●佐賀県告示第八十六号

- 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届

出があつた

平成十九年二月二十三日

○告示

- ## ○建築基準法に基づく道路の位置の指定

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量

●佐賀県告示第八十五号

サービスの種類 訪問入浴介護	名 称 栄莊指定訪問 入浴介護	所 在 地 唐津市栄町二五八八番地一九	廢止年月日 平成一九・一・三一
佐賀県知事	古 川 康	佐賀県知事	古 川 康

●佐賀県告示第八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり当該指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年二月二十三日

佐賀県知事 古川康

サービスの種類 介護予防 訪問入浴介護	名 称 栄莊指定訪問 入浴介護	所 在 地 唐津市栄町二五八八番地一九	廢止年月日 平成一九・一・三一
---------------------------	-----------------------	------------------------	--------------------

●佐賀県告示第八十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成十九年二月二十三日

佐賀県知事 古川康

加入区
鹿島市加入区

●佐賀県告示第八十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の

規定による同意があつたものと認める。

平成十九年二月二十三日

佐賀県知事 古川康

加入区
芦刈加入区

●佐賀県告示第九十号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年二月二十三日

佐賀県知事 古川康

解除予定に係る保安林の所在場所

唐津市相知町伊岐佐字滝山乙四九八の八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○ 公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成19年2月23日

取支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱
規定期による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の

迎

出

1 条件付競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
電子計算組織に係る入力媒体等/作成業務

(2) 委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(3) 入札内容

1 タッチ当たりの単価
なお、データの単価に入力した各件数を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額をもって委託料の支払を行うため、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は入札単価に消費税額及び地方消費税額を含めないものとする。

(4) データ約34,000,000件(タッチ)

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 過去2年の間に同種・同規模の契約を複数行つた者であること。

(3) 9時30分、11時30分、14時及び16時30分の各時間に、下記4の(1)の場所で入力データの受領又は成果品等の受渡しが毎日できる者であること。

(4) 最大で1回200,000件(タッチ)程度のデータを9時30分に受け取り、

入力後入力内容の再確認を行つたうえで当日の16時30分までに納入するだけの能力を有し、かつ、50,000件(タッチ)程度のデータ等を受け取り、

入力後入力内容の再確認を行つたうえで受取から2時間以内に納入するだけの能力を有する者であること。

(5) 納入した成果品について、県が指定する帳票種別ごと、文字種別ごとに正確な入力文字数を県の求めに応じて報告できる者であること。

3 入札参加条件に関する事項

入札に参加しようとする者は、次の(1)及び(2)に示す証明書、(3)に示す計画

書並びに(4)、(5)、(6)及び(7)に示す事項を記載した書面を、入札書を提出する一週間前までに下記4の(1)の場所に提出しなければならない。提出された証明書を審査し、上記2の資格を有すると認められた者に限り入札の対象とする。

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であることが確認できる証明書

(2) 過去2年の間に同種・同規模の契約を複数行つた者であることが確認できる証明書

(3) 下記4の(1)の場所でデータ入力の受領又は成果品等の受渡しをするために使用する交通機関等及び移動経路並びに所要時間について定めた計画書

(4) データ入力用マシン及び作業に必要な設備の設置数

(5) データ入力作業に携わるキーオペレータの人員数及び平均経験年数

(6) データ入力作業を行う作業場の所在地、建物の状況及びレイアウト図

(7) 委託業務の処理にあたる職員1人が入力し検査確認できる1時間当たりの件数(数字1文字の入力に要するタッチ数を1件とし、英字1文字の入力に要するタッチ数を1.5件、カナ文字1文字の入力に要するタッチ数を1.75件、漢字1文字の入力の要するタッチ件数を5件として総タッチ件数を求めるものとする。)

4 入札書の提出場所

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部情報・業務改革課 システム管理担当

電話 0952-25-7038

	(2) 入札説明書の交付期間 平成19年2月23日(金)から3月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)8時30分から17時まで
(3) 入札書の提出方法 上記(1)の場所に持参すること。	
(4) 入札書の提出期限 平成19年3月9日(金)午前10時	
(5) 開札の日時及び場所 平成19年3月9日(金)午前10時15分	
5 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨	佐賀県庁舎新行政棟111号会議室
6 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 入札単価にその年間委託予定件数を乗じて得た額(以下「予定額」という。)の100分の5以上の金額を入札書の提出期限までに納付すること(現金の納付に代え、国際、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証(以下「国債等」という。)を担保として供することも可)ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。 ア 県を被保険者とする入札保険契約(予定額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出した者 イ 過去2年間に同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出した者	イ 過去2年間に同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出した者 ア 県を被保険者とする契約保証保険証(予定額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出した者 イ 過去2年間に同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出した者
7 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 (1) 参加する資格のないもの (2) 当該競争について不正行為を行った者 (3) 入札書の金額、指名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者 (4) 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者 (5) 1人で2以上の入札をした者 (6) 代理人でその資格のないもの	
8 落札者の決定 (1) 予定価格の範囲内で有効な入札を行ったもののうち、最低の価格をもつて申込みを行った者を落札者とする。 (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、直ちに入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。	
9 その他 (1) 当該委託業務に係る平成19年度予算が成立しない場合は、この公告に掲げる入札は中止する。この場合は、佐賀県公報により公告する。	

(2) 契約書作成の要否 要

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成19年2月23日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎 出

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 2007青春・佐賀総体競技情報配信運営業務委託
- (2) 委託業務の特質等 入札説明書による。
- (3) 業務場所 各競技会場(県内68会場、県外5会場)及び集配信センター
- (4) 業務期間 契約の日から平成20年3月31日まで
- (5) 予算額 188,000千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業・法人又は2007青春・佐賀総体競技情報配信運営業務特定共同企業体(以下「共同企業体」という。)による総合評価一般競争入札とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

- ア 目的
- イ 企業体の名称
- ウ 構成員の住所及び名称
- エ 代表者の名称
- オ 代表者の権限
- カ 構成員の出資の割合
- キ 構成員の責任
- ク 取引金融機関

ケ 決算

- コ 利益金の配当の割合
サ 欠損金の負担の割合
シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置
セ 解散後の瑕疵担保責任
ソ その他必要な事項

(2) 入札に参加する者の資格は、単独企業・法人にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる資格要件の全てを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

- ア 単独企業・法人の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。)でないこと。

- (ウ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手續開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続きに基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。)でないこと。

- (エ) 共同企業体の構成員でないこと。
(オ) 協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は共同企業体の構成員でないこと。
(イ) 共同企業体の資格要件
(ア) 共同企業体の構成員数は、5社(法人を含む。)以内であること。

	<p>(イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。</p> <p>(ウ) すべての構成員が出資金総額を構成員数で除して得た額の10分の6以上の出資比率を有すること。</p> <p>(エ) 構成員のすべてがアの(ア)から(ウ)までの要件を満たすこと。</p> <p>(オ) 構成員は他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(カ) 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は他の共同企業体の構成員でないこと。</p>	(4) 入札者の資格喪失 入札者は、入札書の提出期限までに、次に該当することとなつたときは、資格を失うこと。 ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。 イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。 ウ その他、本件委託業務に着手し、又は遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。
3 入札手続等に関する事項	(1) 担当課 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県統括本部情報・業務改革課ネットワーク担当(新行政棟5階) 電話 0952-25-7390 FAX 0952-25-7299 E-mail soutai-haishin@pref.saga.lg.jp	(5) 入札の日時及び場所 ア 日時 平成19年4月4日(水)午後5時 (入札を郵送で行なう場合には「2007青春・佐賀総体競技情報配信運営業務に係る入札書及び提案書在中」と表書きし、平成19年4月4日(水)午後5時までに3の(1)に必着のこと。)
(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間	ア 入札説明書 平成19年2月23日(金)から3月8日(木)まで佐賀県ホームページ(URL: http://www.pref.saga.lg.jp/)に掲載する。	イ 場所 3の(1)記載の場所 (6) 提案書に係るプレゼンテーション ア 日時及び場所 後日指定する。 イ プrezentationの方法 アレゼンテーション資料はパワーポイントで作成し、プロジェクターで説明を行なうものとする。
(3) 競争入札参加資格の確認	ア 入札参加希望者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格申請書に次に掲げる資料等を添付の上で、3の(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならぬ。 イ 提出期限 平成19年3月9日(金)午後5時まで 期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。	(7) 開札の日時及び場所 ア 日時 平成19年4月9日(月)10時 イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号県庁新行政棟112号会議室 (8) 開札に関する事項 開札においては、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

(9) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第1号の規定により免除する。

(10) 契約の条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(11) 入札方法に関する事項

ア 入札方法

落札者の決定は総合評価一般競争入札方式をもって行なうので、「総合評価のための提案書」を入札書とともに提出しなければならない。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。

入札は、本人又はその代理人が行なうものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の105を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数あるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(12) 落札者の決定方法

ア 前提条件

佐賀県財務規則第105条の規定により作成された予定価格に105分の100を乗じて得た金額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件を全て満たしているものなければならない。

イ 提案内容の評価方法

総合評価のための提案書の提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには、別に定める「落札者決定基準」に示す各項目の評価に応じて280点の範囲内で得点

(以下「技術点」という。)を与える。

なお、「落札者決定基準」における各項目の評価基準の要件を一つでも満たさない場合は、技術点評価をすることなく落札者となり得る資格を失う。

ウ 入札価格の評価方法

入札価格については以下の式により換算し、入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)を与える。

$$\text{価格点} = 280\text{点} - \{(\text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格}) \times 280\text{点}\}$$

エ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(ア) イで得た技術点に、ウで算出された価格点を加えた合計点数が最も高い者を落札者となるべき者とする。

(イ) 技術点に価格点を加えた合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わないとする。者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

オ 落札者決定基準に記載されていない提案内容は評価の対象としない。

(13) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行なった者の入札並びに佐賀県財務規則第110条各号のいざれかに該当する入札は、無効とする。

(14) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(15) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札者の負担となる。

(16) 落札の無効
落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 委託料の支払

本業務の履行分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、3回以内で部分払いを請求することができるものとする。

5 その他

- (1) 本業務の実施にあたり必要な機器、システム及び要員等については、県が準備する場合を除き、すべて受託者において調達を行うものとする。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 談合情報があつた場合は、談合の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (5) 詳細は入札説明書による。

- (6) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (7) この調達に係る予算については、佐賀県議会の議決がなされない場合は、この調達は、無効とする。

6 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Consignment to wire information during/about the 2007 Saga

National Youth Athletic Meet.

(2) Fulfillment Period :

From day of the contract through March 31, 2008

(3) Bid Description Posting Date

Download from the Saga Prefecture Website at <http://www.pref.saga.lg.jp/> (Available February 23, 2007 to March 8, 2007).

(4) Date and Time for Opening Bids and Tenders :

The tenders meeting will begin promptly at 5:00 p.m. on April 4, 2007.

If sending the tenders by mail, they must be received by 5:00 p.m. on April 4, 2007.

The meeting for the opening bids will begin promptly at 10:00 a.m. on April 9, 2007.

(5) For More Information, Contact :

Information and Operations Improvement Division, General Management Headquarters, Saga Prefectural Government 1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, Japan 840-8570 Tel 0952-25-7390 Fax 0952-25-7299

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年2月23日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 兵庫北43街区SC

佐賀市兵庫町43街区

2 届出の内容

大規模小売店舗の新設

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名

佐賀市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年2月23日から

平成19年3月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成19年2月23日

佐賀県知事 古川 康

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名

佐賀市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年2月23日から

平成19年3月22日まで

平成19年2月6日付けで総務大臣の許可があつた佐賀県競馬組合規約の一部を改正する規約は、次のとおりである。

平成19年2月23日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県競馬組合規約の一部を改正する規約

第五条第一項を次のものに改正す。

佐賀県競馬組合規約の一部を次のように改正す。

11 總合に關する事務を所掌する佐賀県の本部又は他の県の部（以下「本部等」といふ。）及び鳥栖市副市長の職にあつた者（以下「本部長等」といふ。）

第六条第一項中「佐賀県出納長、鳥栖市助役及び鳥栖市収入役にねつては國本にね付ぬ眞諭職の任期に依り、総長にね付ては四年以内」を「本部長等にね付ては四年以内」、鳥栖市副市長にね付ては鳥栖市にね付ぬ眞諭職の任期

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパー モリナガ本庄店
佐賀市大字本庄字一本松1164番地 外2 届出の内容
大規模小売店舗の変更

に改め、回項たゞし書中「組長」を「本部長等」に改め。第八条中「出納長」を「会計管理者」に改め。

第十一条の見出し中「出納長」を「会計管理者」に改め、回条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、「組合議会の同意を得て」を削り、回条第1項を削る。

第十二条の見出しを「(職員)」に改め、回条中「支員その他の職員」を「組合議会の補助機関である職員」に改める。

(附則)

1 ノの規約は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 ノの規約の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により佐賀県出納長及び鳥栖市収入役(云々)「出納長等」(云々)が在職する場合は、ノの規約による改正後の佐賀県競馬組合規約の規定にかかる限り、その任期中に限り、組合議会の議員(出納長等に係る部分に限り)及び出納長に係る規定の適用にこゝれど、たゞ従前の例に限る。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路

の位置を次のとおり指定した。

平成19年2月23日

大和住宅株式会社

唐津市浜玉町横田上752番地
開発許可を受けた者の住所及び氏名

2

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
47	伊万里市木須町字戸渡島4756番11及び4756番12	平成19年2月13日	4.02~4.07	41.6

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

1 開発区域に含まれる地域の名称
唐津市西唐津一丁目5936番3、5939番1、5939番3、5943番2、5946番、5947番、5949番2、5950番1、5951番から5956番まで、5957番1、5959番1から5959番4まで、5960番1、5960番2、5960番6、5961番、5962番、5966番から5971番まで、5972番1、5972番3、5973番、5974番1、5976番2、